

令和4年村上市議会第4回定例会会議録（第5号）

○議事日程 第5号

令和4年12月23日（金曜日） 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 請願第 2号 免税軽油制度の継続を求める請願書
- 第 4 請願第 3号 「インボイス制度の実施延期・中止を求める意見書」を国に提出することを求める請願書
- 第 5
 - 議第130号 村上市個人情報保護法施行条例制定について
 - 議第131号 村上市議会議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例等の一部を改正する条例制定について
 - 議第132号 村上市情報公開条例等の一部を改正する条例制定について
 - 議第133号 村上市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - 議第134号 村上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - 議第135号 村上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - 議第136号 村上市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - 議第137号 村上市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例及び村上市指定管理者選定委員会条例の一部を改正する条例制定について
 - 議第138号 村上市減債基金条例の一部を改正する条例制定について
 - 議第139号 村上市体育施設条例の一部を改正する条例制定について
 - 議第140号 村上市消防団の設置、定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 6
 - 議第141号 村上市税条例の一部を改正する条例制定について
 - 議第142号 村上市手数料条例の一部を改正する条例制定について
 - 議第143号 村上市印鑑条例の一部を改正する条例制定について
 - 議第144号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 第 7
 - 議第145号 市道路線の認定について
 - 議第146号 11t級除雪ドーザ購入契約の締結について
 - 議第147号 11t級除雪ドーザ購入契約の締結について

- 議第148号 8t級除雪ドーザ購入契約の締結について
- 議第149号 8t級除雪ローダ購入契約の締結について
- 議第150号 5t級除雪ローダ購入契約の締結について
- 議第151号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 議第152号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 議第153号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 第 8 議第154号 令和4年度村上市一般会計補正予算（第11号）
- 議第155号 令和4年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第3号）
- 議第156号 令和4年度村上市蒲萄スキー場特別会計補正予算（第5号）
- 議第157号 令和4年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 議第158号 令和4年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議第159号 令和4年度村上市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 議第160号 令和4年度村上市上水道事業会計補正予算（第3号）
- 議第161号 令和4年度村上市簡易水道事業会計補正予算（第4号）
- 議第162号 令和4年度村上市下水道事業会計補正予算（第3号）
- 第 9 議第163号 令和4年度村上市一般会計補正予算（第12号）
- 第10 議員発議第10号 インボイス制度の実施延期・中止を求める意見書の提出について
- 第11 議員発議第11号 免税軽油制度の継続を求める意見書の提出について
- 第12 議員発議第12号 防災・減災、国土強靱化対策の継続及び拡充を求める意見書の提出に
ついて
- 議員発議第13号 防災・減災、国土強靱化対策の継続及び拡充を求める意見書の提出に
ついて
- 第13 議員発議第14号 村上市議会の個人情報保護に関する条例制定について
- 第14 議員発議第15号 村上市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について
- 第15 議員発議第16号 村上市再生可能エネルギー等調査特別委員会の設置について
- 第16 議会改革等に関する調査について
- 第17 議員発議第17号 村上市議会議員政治倫理条例制定について
- 第18 議員発議第18号 地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書の提出について
- 第19 議員派遣の件

○本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 諸般の報告

- 日程第 3 請願第 2号 免税軽油制度の継続を求める請願書
- 日程第 4 請願第 3号 「インボイス制度の実施延期・中止を求める意見書」を国に提出することを求める請願書
- 日程第 5 議第130号 村上市個人情報保護法施行条例制定について
 議第131号 村上市議会議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例等の一部を改正する条例制定について
 議第132号 村上市情報公開条例等の一部を改正する条例制定について
 議第133号 村上市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
 議第134号 村上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
 議第135号 村上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
 議第136号 村上市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
 議第137号 村上市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例及び村上市指定管理者選定委員会条例の一部を改正する条例制定について
 議第138号 村上市減債基金条例の一部を改正する条例制定について
 議第139号 村上市体育施設条例の一部を改正する条例制定について
 議第140号 村上市消防団の設置、定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 6 議第141号 村上市税条例の一部を改正する条例制定について
 議第142号 村上市手数料条例の一部を改正する条例制定について
 議第143号 村上市印鑑条例の一部を改正する条例制定について
 議第144号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 日程第 7 議第145号 市道路線の認定について
 議第146号 11t級除雪ドーザ購入契約の締結について
 議第147号 11t級除雪ドーザ購入契約の締結について
 議第148号 8t級除雪ドーザ購入契約の締結について
 議第149号 8t級除雪ローダ購入契約の締結について
 議第150号 5t級除雪ローダ購入契約の締結について
 議第151号 公の施設に係る指定管理者の指定について
 議第152号 公の施設に係る指定管理者の指定について
 議第153号 公の施設に係る指定管理者の指定について

- 日程第 8 議第 1 5 4 号 令和 4 年度村上市一般会計補正予算 (第 1 1 号)
 議第 1 5 5 号 令和 4 年度村上市情報通信事業特別会計補正予算 (第 3 号)
 議第 1 5 6 号 令和 4 年度村上市蒲萄スキー場特別会計補正予算 (第 5 号)
 議第 1 5 7 号 令和 4 年度村上市国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号)
 議第 1 5 8 号 令和 4 年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
 議第 1 5 9 号 令和 4 年度村上市介護保険特別会計補正予算 (第 2 号)
 議第 1 6 0 号 令和 4 年度村上市上水道事業会計補正予算 (第 3 号)
 議第 1 6 1 号 令和 4 年度村上市簡易水道事業会計補正予算 (第 4 号)
 議第 1 6 2 号 令和 4 年度村上市下水道事業会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 9 議第 1 6 3 号 令和 4 年度村上市一般会計補正予算 (第 1 2 号)
- 日程第 1 0 議員発議第 1 0 号 インボイス制度の実施延期・中止を求める意見書の提出について
- 日程第 1 1 議員発議第 1 1 号 免税軽油制度の継続を求める意見書の提出について
- 日程第 1 2 議員発議第 1 2 号 防災・減災、国土強靱化対策の継続及び拡充を求める意見書の提出について
 議員発議第 1 3 号 防災・減災、国土強靱化対策の継続及び拡充を求める意見書の提出について
- 日程第 1 3 議員発議第 1 4 号 村上市議会の個人情報の保護に関する条例制定について
- 日程第 1 4 議員発議第 1 5 号 村上市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 1 5 議員発議第 1 6 号 村上市再生可能エネルギー等調査特別委員会の設置について
- 追加日程第 1 村上市再生可能エネルギー等調査特別委員会の委員の選任について
- 日程第 1 6 議会改革等に関する調査について
- 日程第 1 7 議員発議第 1 7 号 村上市議会議員政治倫理条例制定について
- 日程第 1 8 議員発議第 1 8 号 地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書の提出について
- 日程第 1 9 議員派遣の件

○出席議員 (18名)

1 番	上 村 正 朗 君	2 番	菅 井 晋 一 君
3 番	富 樫 雅 男 君	4 番	高 田 晃 君
5 番	小 杉 武 仁 君	6 番	河 村 幸 雄 君
7 番	本 間 善 和 君	8 番	鈴 木 好 彦 君
9 番	稲 葉 久 美 子 君	1 0 番	鈴 木 一 之 君
1 1 番	渡 辺 昌 君	1 2 番	尾 形 修 平 君
1 4 番	川 村 敏 晴 君	1 7 番	木 村 貞 雄 君

18番	長谷川	孝君	20番	大滝	国吉君
21番	山田	勉君	22番	三田	敏秋君

○欠席議員（3名）

13番	鈴木	いせ子君	16番	川崎	健二君
19番	佐藤	重陽君			

○地方自治法第121条の規定により出席した者

市 長	高橋	邦芳	君
副 市 長	忠	聡	君
教 育 長	遠藤	友春	君
総 務 課 長	東海	林豊	君
財 政 課 長	長谷	部俊	一君
企画戦略課長	大滝	敏文	君
税 務 課 長	大滝	慈光	君
市 民 課 長	板垣	敏幸	君
環 境 課 長	瀬賀	豪	君
保健医療課長	押切	和美	君
介護高齢課長	大滝	きくみ	君
福 祉 課 長	木村	静子	君
こども課長	中村	豊昭	君
農林水産課長	小川	良和	君
地域経済 振興課長	田中	章穂	君
観 光 課 長	永田	満	君
建 設 課 長	須貝	民雄	君
都市計画課長	大西	敏	君
上下水道課長	稲垣	秀和	君
会 計 管 理 者	菅原	明	君
農業委員会 事務局長	八藤	後茂	樹君
選管・監査 事務局長	木村	俊彦	君
消 防 長	田中	一栄	君

学校教育課長	渡	辺	律	子	君
生涯学習課長	平	山	祐	子	君
荒川支所長	平	田	智 枝	子	君
神林支所長	加	藤	誠	一	君
朝日支所長	岩	沢	深	雪	君
山北支所長	大	滝		寿	君

○事務局職員出席者

事務局 長	内	山	治	夫
事務局 次長	鈴	木		涉
書 記	中	山		航

午前10時00分 開 議

○議長（三田敏秋君） 改めまして、おはようございます。ただいまの出席議員数は18名です。欠席の者3名で、川崎健二君と佐藤重陽君からは入院加療のため、鈴木いせ子さんからは通院のため、それぞれ欠席する旨の届出がありましたので、お知らせをいたします。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の会議はお手元に配付の議事日程により議事を進めてまいりますので、よろしくご協力をお願いいたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三田敏秋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の規定によって、10番、鈴木一之君、21番、山田勉君を指名いたします。ご了承をお願いします。

日程第2 諸般の報告

○議長（三田敏秋君） 日程第2、諸般の報告を行います。

理事者から報告をお願いします。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） おはようございます。諸般の報告について申し上げます。

初めに、12月18日から20日にかけての大雪についてご報告をいたします。北陸地方上空に非常に強い寒気が流れ込んだ影響により、新潟県内では記録的な大雪となりました。本市におきましても交通障害や停電など広い範囲で影響が発生したことから、12月20日、大雪に関する警戒本部を立ち上げ、対応に当たったところであります。

高根、大栗田、薦川など、倒木等による通行止めで一時的孤立状態となった集落がありましたが、順次障害物撤去及び除雪作業を行い、孤立は解消されております。大栗田につきましては、通信手段が遮断され、安否確認が取れない状況となりましたが、20日午後には復旧し、安全が確認されました。また、停電が長時間にわたった高根におきましては、自主防災組織が自主避難所を開設して住民の避難に備える対応が取られたところであります。

このたびの大雪による通行止めや停電などで市民生活に支障を来す影響が出ました。引き続き、電力事業者並びに除雪事業者など関係機関の皆様には総力を挙げて対応をしていただいているところでありますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

こうした状況を踏まえ、12月21日に開催を予定しておりました陸上自衛隊第12音楽隊による、がんばろう！！村上 復興応援クリスマスコンサートにつきましては延期とさせていただきます。

また、明日24日に予定をしておりました災害復興防災シンポジウムにつきましても、23日、本日から25日まで警報級の大雪が続くとの新潟地方気象台からの事前の情報提供により、延期の判断をさせていただいたところであります。両事業とも開催日が決まり次第、改めてご案内させていただくことといたしております。

今週末から来週初めにかけて備えることはもちろんであります、これから本格的な降雪期を迎え、一人一人ができる備えが大切であります。市民の皆様には、日頃から気象情報や道路情報を確認すること、食料や燃料等の備蓄、除雪作業の際の事故防止など、冬場の安全対策の徹底にご協力をお願いいたします。

次に、8月の大雨による災害への対応について、今定例会初日にご報告した後の状況についてご報告いたします。このたびの災害で甚大な被害を受けた荒川水系流域に係る災害防止対策の検討につきましては、国・県・関係市町村等の連携の下、荒川流域治水協議会において協議を進めているところであります。先日の12月16日に第2回の対策検討会議が開催され、その中で河川の氾濫防止対策や被害軽減対策など各関係機関が連携して実施する取組を荒川水系流域治水プロジェクトとして強力に推進していくことが確認されました。また、各関係機関の取組の中でも、特に甚大な被害が発生した荒川支川の烏川、春木山大沢川の溢水等による浸水被害軽減に向けた取組を荒川水系緊急治水対策プロジェクトとして実施していくことも確認されたところであります。この荒川水系緊急治水対策プロジェクトの中で、新潟県では河川の溢水防止対策として二線堤及び輪中堤の整備を計画しているところであり、県内では初めて採用される手法となります。また、本市では、浸水被害の軽減を図るため、坂町地区を中心に雨水幹線の整備検討を進めることといたしているところであります。このほか、県・市・土地改良区により田んぼダムの取組を推進するなど、このたびの水害を踏まえ多方面からの対策を講じることといたしております。小岩内や貝附、花立集落など、土砂流出により甚大な被害が発生した場所につきましては、砂防治山施設の堆積土砂及び流木の撤去を速やかに実施するほか、砂防治水堰堤のかさ上げや、新たに谷止め工等を設置するなどの対策を講ずることといたしております。こうした各種の流域治水の対策を総合的に実施していくことにより、今後の豪雨災害に対しても被害を最小限に食い止められるよう、各関係機関と協力して取り組んでまいりたいと考えているところであります。

最後に、新型コロナウイルス感染症について申し上げます。全国の新規感染者数は増加傾向が続いており、本市を含め新潟県内においても高止まりの状況になっております。昨日12月22日、県は新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、年末年始を前に改めて県民に対して、感染防止対策の徹底の呼びかけとして、かぜ症状注意徹底アラートの発出を行ったところであります。感染拡大の要因に、風邪症状がある場合取るべき行動が徹底されていない状況があることから、人の動きが活発化する年末年始の12月22日から1月15日までを集中期間として、「症状出たら 家、出るな」といった呼びかけを行うことといたしたところであります。行動制限のない年末年始であり、

旅行や帰省などで人との接触機会が増える時期でもあります。一人一人がうつらない、うつさない取組が大切でありますので、市民の皆様におかれましては、人混みや会話の際のマスク着用、十分な換気など、基本的な感染対策を徹底していただくとともに、抗原検査キット、薬や食料のご家庭での備蓄など、体調不良時への備えにつきましてもご準備いただき、健やかな年末年始を迎えられるようご協力をお願い申し上げます。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

1番、上村正朗君。

○1番（上村正朗君） 新型コロナウイルス感染症の関係で質問させていただきます。

最近、介護施設の職員の方と話をする機会がありまして、感染者の数が昔のように市町村ごとに出ないということで、ただどうも村上也増えているらしいという話は聞くと。例えばショートステイとかデイサービスに初めて利用したいという人が出るのだけれども、その人が、なかなか難しい話だと思うのですけれども、その介護施設の職員の方が言うには、例えば村上のこの辺の人が利用したいというのだけれども、その辺での感染状況みたいなものが分からないと、とにかく受入れが非常に困るのだと、怖くてしょうがないということなのですけれども、村上の感染状況も出ない中で村上の中の特定の地域での感染の有無みたいなものも問い合わせたら教えていただけるような仕組みができると非常にありがたいのだけれども、結局今だと雲をつかむような話なので非常に不安だという話があるのですが、それは情報はみんな県のほうが持っている話だと思いますので、なかなか難しいのだろうなと思うのですけれども、どのような状況というか、お考えをちょっとお聞かせいただければと思いますが。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 現在、県のほうで1週間分の村上市の感染者の状況については公表されております。そのことを関係機関のほうには周知をさせていただいているわけでありましてけれども、そうしたところで推計するしかできない。それで、県のほうで総量検査で確定をして地域特定しておりません。医療調整会議の中でも医療機関の逼迫状況等についても公表されているわけでありまして、そうした中で今現状はその情報の発出についてはそういう状況であります。我々市としてもそこまで細かに承知ができない。これは議員もご承知のとおり、データを持ち得ていないものですから、そここのところはサービスを提供する介護福祉関連施設の皆様方からしっかりと感染症対策の徹底を呼びかけてもらうことと、利用する方々も自らを守るための感染対策を徹底して利用されるというふうな形、これがまず今現状取り得る対応だというふうに思っております。その上で、今後そういった状況があるということをもたつづさに聞き取りをさせていただいて、そここのところが改善できる余地があるのかどうか、私としましても県のほうの対策本部のほうに提言をさせていただきたいと思っております。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○1番（上村正朗君） 大変ありがとうございます。そういうことで非常に、特に新規の利用者の受入れ、不安に感じている施設がありますので、ぜひ改善が図られるのであればありがたいし、要望していただきたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○議長（三田敏秋君） ほかにご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わり、諸般の報告を終わります。

日程第3 請願第2号 免税軽油制度の継続を求める請願書

○議長（三田敏秋君） 日程第3、請願第2号 免税軽油制度の継続を求める請願書を議題といたします。

本件は、経済建設常任委員会に付託をし、休会中ご審査願ったものですが、委員長から審査報告書が議長宛てに提出されております。

最初に、委員長から審査の概要について報告をお願いします。

経済建設常任委員長。

〔経済建設常任委員長 尾形修平君登壇〕

○経済建設常任委員長（尾形修平君） おはようございます。それでは、ただいま上程されております請願第2号について、去る12月16日の経済建設常任委員会において審査を行いました。その審査の概要と経過についてご報告を申し上げます。

初めに紹介議員から補足説明を受けた後、審査に入りましたが、質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論もなく、起立採決の結果、請願第2号は起立全員にて採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これからボタン式投票により採決をいたします。

本件に対する委員長報告は採択です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、請願第2号は採択することに決定をいたしました。

日程第4 請願第3号 「インボイス制度の実施延期・中止を求める意見書」を国に提出
することを求める請願書

○議長（三田敏秋君） 日程第4、請願第3号 「インボイス制度の実施延期・中止を求める意見書」
を国に提出することを求める請願書を議題といたします。

本件は、市民厚生常任委員会に付託をし、休会中ご審査願ったものですが、委員長から審査報告
書が議長宛てに提出されております。

最初に、委員長から審査の概要について報告をお願いします。

市民厚生常任委員長。

〔市民厚生常任委員長 長谷川 孝君登壇〕

○市民厚生常任委員長（長谷川 孝君） おはようございます。請願第3号 「インボイス制度の実
施延期・中止を求める意見書」を国に提出することを求める請願書については、去る12月15日に開
催されました市民厚生常任委員会で審査を行いました。その審査概要と経過について報告をいたし
ます。

最初に紹介議員の補足説明を求め、請願者から請願の趣旨について説明陳述を求めた後、審査に
入りました。

自由討議を求めたところ、木村貞雄委員より、請願者から地元の農村部や小売業者にダメージを
与えると聞いた。物価が上昇しているこの時期にインボイス制度を実施するべきでないとの意見が
ありました。

稲葉久美子委員より、コロナ禍で物価が上昇している状況の中で、商工会議所などの全国的な組
織でも今はやるべきでないと要請している。制度の実施を当面延期し、検討する時期があってもい
いのではないかと考えているとの意見がありました。

討論を求めたところ、賛成討論が2件、反対討論が2件ありました。

審査を終結し、起立による採決を行った結果、請願第3号は起立多数にて採択すべきものと決定
いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから請願第3号について討論を行います。

通告のありました原案に賛成の討論を許します。

9番、稲葉久美子さん。

〔9番 稲葉久美子君登壇〕

○9番（稲葉久美子君） 皆さん、おはようございます。日本共産党の稲葉久美子です。請願第3号「インボイス制度の実施延期・中止を求める意見書」を国に提出することを求める請願について、賛成の立場から討論させていただきます。

現在、来年10月からのインボイス制度導入に向けた準備が進んでいますが、新型コロナウイルス感染症の影響や物価高騰の下、中小事業者においては苦しい経営が続いており、全国中小企業団体中央会や日本商工会議所など経済関係団体から、インボイス制度に対し、導入の延期や制度の中止を求める要望が相次いでいます。例えば一般社団法人全国青色申告会総連合は、本年6月24日付の令和5年度税制改正要望意見において、令和5年10月1日より導入が予定されている適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度への移行により免税事業者が取引から排除されることや、小規模事業者の納税に係る事務負担の増加が想定されることから、インボイス制度は廃止または凍結し、令和5年10月以降も現行の区分記載請求書等保存方式を堅持することを要望するとしています。また、全国中小企業団体中央会は、本年11月10日に開催された第74回中小企業団体全国大会において、インボイス制度については、その内容の周知徹底を引き続き図るとともに、課税事業者へ転換する際の負担軽減に資する支援策を講じ、国民の理解と準備が進み、悪影響が払拭されるまで制度の導入時期を延期することを決議しています。さらに、日本商工会議所は、9月に公表した令和5年度税制改正に対する意見において、消費税インボイス制度の導入延期を含めた対応として、検証結果やコロナ禍の影響、中小企業経営の実態、免税店制度の創設趣旨を踏まえ、制度導入に向けた影響最小化策が講じられず、制度導入後の混乱が避けられない場合は制度導入を延期すべきとしています。ほかにも、中小企業家同友会全国協議会が本年6月に公表した2023年度国の政策に対する中小企業家の要望・提言でも、適格請求書等保存方式、インボイス方式導入の凍結・延期を要望しています。これら経済関係団体の要望書に示されているように、コロナ禍と物価高騰が続く現状で中小企業者、個人事業者に新たな負担を強いるインボイス制度を実施することはできないと考えます。インボイス制度の延期または中止を心から要望します。

最後に、本請願に対し、村上市議会議員各位のご理解とご賛同を賜りますことをお願い申し上げます。本請願に対する賛成討論を終わらせていただきます。ご清聴いただきましてありがとうございました。

○議長（三田敏秋君） これで討論を終わります。

これから請願第3号をボタン式投票により採決をいたします。

本件に対する委員長報告は採択です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成少数です。

よって、請願第3号は採択しないことに決定をいたしました。

-
- 日程第5 議第130号 村上市個人情報保護法施行条例制定について
- 議第131号 村上市議会議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例等の一部を改正する条例制定について
- 議第132号 村上市情報公開条例等の一部を改正する条例制定について
- 議第133号 村上市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議第134号 村上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議第135号 村上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議第136号 村上市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議第137号 村上市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例及び村上市指定管理者選定委員会条例の一部を改正する条例制定について
- 議第138号 村上市減債基金条例の一部を改正する条例制定について
- 議第139号 村上市体育施設条例の一部を改正する条例制定について
- 議第140号 村上市消防団の設置、定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三田敏秋君） 日程第5、議第130号から議第140号までの11議案を一括して議題といたします。

本案は、いずれも総務文教常任委員会に付託をし、休会中ご審査願ったものですが、委員長から議長宛てに審査報告書が提出されております。

最初に、委員長から審査の概要について報告をお願いします。

総務文教常任委員会委員長。

〔総務文教常任委員長 小杉武仁君登壇〕

○総務文教常任委員長（小杉武仁君） おはようございます。ただいま上程されております議第130号から議第140号までの11議案について、その審査の概要と経過についてご報告申し上げます。

去る12月14日午前10時から、市役所第1委員会室において、委員7名、副議長、議会事務局長、副市長、教育長、担当課長及び担当職員出席の下、委員会を開会いたしました。

初めに、議第130号 村上市個人情報保護法施行条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、今まで個人情報保護については各自治体の条例で定めていたが、個人情報保護法の施行に伴い全国一律の規定となるが、現行からの変更点と、情報セキュリティの観点からの利活用について見解はどの質疑に、今回の目的は、デジタル化が進む中、様々な形でデータを利用することから、国が一元的に統一的なものを設ける意義は大きい。今後は、本市が持っている情報のファイル簿を作成し、請求があればその部分を公開し、利活用が図られるような体制を取っていくとの答弁。

その他さしたる質疑なく、以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第130号については起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第131号 村上市議会議員及び長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第131号については起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第132号 村上市情報公開条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第132号については起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第133号 村上市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について、議第134号 村上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、議第135号 村上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について及び議第136号 村上市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についての4議案を一括議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、議第135号では、一部改正条例第2条の適用は来年の4月1日施行となるが、一部改正条例第1条の適用については、給料表は本年の4月1日まで遡り、勤勉手当は12月1日以降の施行になるが、年度内の調整を行う理解でよいかとの質疑に、人事院勧告及び新潟県人事委員会の勧告に準拠し、給料については4月1日に遡って改定する。期末勤勉手当については、12月1日が12月支給の基準日なので、今年の12月分を一旦引き上げ、来年度改定分と6月と12月に調整する2段階になっており、改定分については、条例の可決後、年内には支給したいと準備を進めているところであるとの答弁。

委員より、議第136号では会計年度任用職員の期末手当を引き上げる条例改正だが、施行時期はいつになるのかとの質疑に、会計年度任用職員については、これまでも引上げ、引下げにかかわらず、改定があった場合、年度雇用のため勤務状況を雇用の際に示していることから、翌年度からの給料

から適用となり、他市も同様であるとの答弁。

その他さしたる質疑なく、以上で質疑を終結し、議第133号について自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第133号については起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第134号について自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第134号については起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第135号について自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第135号については起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第136号について自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第136号については起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第137号 村上市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例及び村上市指定管理者選定委員会条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、改正後の指定管理者選定委員会条例第8条について、選定委員の除斥の定義はどの質疑に、詳細については作成中の運用ガイドラインに詳しく明記するが、直接の利害関係者とは、委員または近親者が取締役社長、理事長など常時支配力を有する場合などが該当するとの答弁。

その他さしたる質疑なく、以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第137号については起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第138号 村上市減債基金条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第138号については起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第139号 村上市体育施設条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、山北地区の廃止となるふれあいセンターは今後活用していくのかとの質疑に、施設自体の老朽化が著しいということもあるので、今後利用する考えはなく、解体に向けて方針を決定していきたいとの答弁。

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第139号については起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しまし

た。

次に、議第140号 村上市消防団の設置、定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、報酬年額について見直しが行われたが、具体的な検討の経過はどの質疑に、国から示された団員の階級が先に決められており、県内でも当管内の消防団の幹部については年額報酬がトップであって、この状況を消防団に説明して話し合ってもらい、現在の額に至った。会議に関しては、1年以上本団会議及び幹部会議等を繰り返し行って検討され、今回結果が出たものとの答弁。

委員より、消防団は重要な役割を担っているが、消防団員数の現状はどの質疑に、定員2,176人に対して実働員2,023人が現状であり、消防団員の加入促進もお願いしているが、機能別団員として消防団OBまたは消防職員のOBをお願いしているところであるとの答弁。

委員より、消防団の成り手不足の中、報酬額の改定によって意識、意欲の減退は心配ないかとの質疑に、懸念はあったが、防災意識が落ちないように取組に努めていきたいとの答弁。

その他さしたる質疑なく、以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第140号については起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第130号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第130号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第131号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第131号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第132号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第132号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第133号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第133号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第134号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第134号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第135号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第135号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第136号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第136号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第137号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第137号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第138号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第138号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第139号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第139号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議第140号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第140号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 議第141号 村上市税条例の一部を改正する条例制定について

議第142号 村上市手数料条例の一部を改正する条例制定について

議第143号 村上市印鑑条例の一部を改正する条例制定について

議第144号 公の施設に係る指定管理者の指定について

○議長（三田敏秋君） 日程第6、議第141号から議第144号までの4議案を一括して議題といたします。

本案は、いずれも市民厚生常任委員会に付託をし、休会中ご審査願ったものですが、委員長から議長宛てに審査報告書が提出されております。

最初に、委員長から審査の概要について報告をお願いします。

市民厚生常任委員長。

[市民厚生常任委員長 長谷川 孝君登壇]

○市民厚生常任委員長（長谷川 孝君） ただいま上程されております議第141号から議第144号まで

の4議案について、その審査の概要と経過について報告いたします。

去る12月15日午前10時から、市役所第1委員会室において、委員6名、議長、議会事務局長、副市長及び理事者説明員出席の下、市民厚生常任委員会を開会いたしました。

初めに、議第141号 村上市税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第141号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第142号 村上市手数料条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第142号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第143号 村上市印鑑条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、この条例改正により来年2月15日からコンビニで印鑑登録証明書の交付を受けられるとのことだが、現行の印鑑登録があり、マイナンバーカードの交付を受けていればコンビニで交付を受けられるのかとの質疑に、印鑑登録証明書のコンビニ交付については、住民票などと同様にマイナンバーカードを使用し、市内の多機能端末機が設置されたコンビニで交付を受けることができるようになる。各支所での交付のほか、交付を受ける場所が広がり、またコンビニ交付は時間帯も広がるため、利用者の利便性の向上につながると考えているとの答弁でした。

ほかにさしたる質疑なく、質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第143号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議第144号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、やまゆり荘は2人部屋が多く、同室者が気の合わない人同士の場合、職員も苦勞していると聞くが、対応はできているのかとの質疑に、現在利用者の人数が減ってきていることから、できるだけ2人部屋に1人を入居させる体制にしている。老朽化も進んでいることから、今後改修や新設となれば1人部屋も考えていきたいとの答弁でした。

委員より、最近看護師が欲しいとの要望を聞くが、どう捉えているのかとの質疑に、やまゆり荘は、基本は介護が必要でない方の入所施設であり、医療のほう为重くなってくる場合は本人の状況に合ったところへ申請し、移っていただく。現在のところは看護師1名で対応はできていると思うとの答弁でした。

以上で質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による

採決を行った結果、議第144号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第141号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第141号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第142号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第142号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第143号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第143号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議第144号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第144号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 議第145号 市道路線の認定について

議第146号 11t級除雪ドーザ購入契約の締結について

- 議第147号 11t級除雪ドーザ購入契約の締結について
- 議第148号 8t級除雪ドーザ購入契約の締結について
- 議第149号 8t級除雪ローダ購入契約の締結について
- 議第150号 5t級除雪ローダ購入契約の締結について
- 議第151号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 議第152号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 議第153号 公の施設に係る指定管理者の指定について

○議長（三田敏秋君） 日程第7、議第145号から議第153号までの9議案を一括して議題といたします。

本案は、いずれも経済建設常任委員会に付託をし、休会中ご審査願ったものですが、委員長から議長宛てに審査報告書が提出されております。

最初に、委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

経済建設常任委員長。

〔経済建設常任委員長 尾形修平君登壇〕

○経済建設常任委員長（尾形修平君） ただいま上程されております議第145号から議第153号の9議案について、その審査の概要と経過についてご報告を申し上げます。

去る12月16日の午前10時から、第1委員会室において、委員6名、議長、議会事務局長、副市長及び理事者説明員出席の下、経済建設常任委員会を開会いたしました。

初めに、議第145号 市道路線の認定についてを議題とし、建設課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論もなく、起立採決の結果、議第145号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第146号から議第150号までの除雪機械の購入契約締結についてを一括議題とし、建設課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、今回の購入はリース期間満了に伴うものが多いようだが、現在市では何台の除雪機械を保有しているのかとの質疑に、市保有が38台、リース契約が50台、レンタルが1台との答弁。

どれぐらいの年数稼働できるのかとの質疑に、使用する環境などにより変わってくるが、ほとんどの機械は20年程度使用しているとの答弁。

その他さしたる質疑なく、議案ごとに自由討議を求めたが自由討議なく、討論もなく、起立採決の結果、議第146号から議第150号までの5議案は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議第151号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、観光課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、この施設は町屋造観光案内所であるが、駅前にある観光案内所とのすみ分けはどの質

疑に、主に駅前は村上市全般の観光案内を行い、鍛冶町案内所では、まち歩きをされる旅行者の方の休憩施設やトイレの提供などに活用いただきたいとの答弁。

委員より、駅前では物産も扱っているが、鍛冶町でも物産の販売等は考えているのかとの質疑に、1階に貸し館として様々な団体の活用を見込んでいるので、その中で商品の販売なども考えられるとの答弁。

委員より、営業日、営業時間は同じなのかとの質疑に、2施設とも同じであるとの答弁。

その他さしたる質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論もなく、起立採決の結果、議第151号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第152号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、観光課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、朝日みどりの里などの指定管理では収益施設と住民福祉を増進する施設として2本立てになっているが、今までは赤字になった場合、市の補填があったが、この制度にすることによって今後の赤字補填は発生しないのかとの質疑に、収益施設からは売上げの8%を市に納付いただくことになり、住民福祉施設は指定管理料の増額により経常経費を賄うことができるため、基本的に赤字補填はないとの答弁。

委員より、通常の維持管理的な修繕費に関しては今までどおりなのかとの質疑に、そのとおりであるとの答弁。

委員より、今までの指定管理料がおおよそ1,000万円だったのに対して6,000万円となると、5,000万円も多くなるがとの質疑に、これまでもきれい館とまほろば温泉で4,000万円以上の赤字が発生していたとの答弁。

委員より、きれい館、まほろば温泉の赤字の要因は光熱費である。ゼロカーボンシティーを標榜しているのであれば、イニシャルコストは大きいですが、木質バイオマスの検討が必要ではないのかとの質疑に、道の駅リニューアルに向けて検討しており、ほかの道の駅施設を視察し、研究している。乾燥施設など検討する部分が多く、すぐに導入できる状況にはないとの答弁。

委員より、使用料、利用料など事業者側が状況に応じて価格を変えられないのは事業者側の経営努力や経営戦略の足かせになっていると思うがとの質疑に、使用料、利用料については、他の施設との関連もあるので、引き続き検討していくとの答弁。

その他さしたる質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論もなく、起立採決の結果、議第152号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第153号 公の施設に係る指定管理者の指定についてを議題とし、観光課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、交流の館八幡の指定管理期間が3年から1年に短縮となったが、今後の予定はどの質疑に、公共施設マネジメントプログラムでは年度末までに一定の方向性を出すとしている。今回の

指定管理期間については、選定委員会から、さんぼく体験交流企業組合は厳しい財務状況にあることから、今後の安定した施設管理を行えるのを見極める必要があるとの意見があり、1年にしたとの答弁。

委員より、施設もかなり老朽化しており、専門家による調査は行っているのかとの質疑に、建物自体はかなり年数が経過しており、老朽化が見られる状況であるが、調査、検査までは行っていないとの答弁。

委員より、赤字の要因となっている食の工房かがり火は市の指定管理施設ではないが、企業組合との話し合いはどのようになっているのかとの質疑に、企業組合側としては、宿泊された方に飲食を提供したいという思いが強く、サービスとして行ってきたという意向であるとの答弁。

その他さしたる質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論もなく、起立採決の結果、議第153号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第145号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第145号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第146号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第146号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第147号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第147号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第148号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第148号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第149号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第149号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第150号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第150号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第151号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第151号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第152号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第152号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議第153号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第153号は委員長報告のとおり可決されました。

午前11時15分まで休憩いたします。

午前 1 1 時 0 2 分 休 憩

午前 1 1 時 1 5 分 開 議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第 8 議第 1 5 4 号 令和 4 年度村上市一般会計補正予算（第 1 1 号）

議第 1 5 5 号 令和 4 年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第 3 号）

議第 1 5 6 号 令和 4 年度村上市蒲萄スキー場特別会計補正予算（第 5 号）

議第 1 5 7 号 令和 4 年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）

議第 1 5 8 号 令和 4 年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

議第 1 5 9 号 令和 4 年度村上市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

議第 1 6 0 号 令和 4 年度村上市上水道事業会計補正予算（第 3 号）

議第 1 6 1 号 令和 4 年度村上市簡易水道事業会計補正予算（第 4 号）

議第 1 6 2 号 令和 4 年度村上市下水道事業会計補正予算（第 3 号）

○議長（三田敏秋君） 日程第 8、議第154号から議第162号までの 9 議案を一括して議題といたします。

本案は、一般会計予算・決算審査特別委員会及び関係所管常任委員会に付託をし、休会中ご審査願ったものですが、各委員長から審査報告書が議長宛てに提出されております。

各委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

最初に、一般会計予算・決算審査特別委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

一般会計予算・決算審査特別委員長。

[一般会計予算・決算審査特別委員長 大滝国吉君登壇]

○一般会計予算・決算審査特別委員長（大滝国吉君） ただいま上程されております議第154号 令和 4 年度村上市一般会計補正予算（第11号）については、今定例会において一般会計予算・決算審査特別委員会を設置することとしたわけですが、その審査については、当特別委員会に総務文教、市民厚生、経済建設の分科会を設置し、審査いただいたところです。

去る12月20日午前10時から、委員19名、議長、議会事務局長出席の下、全体会を開催し、各分科会長から審査の概要について報告をいただき、採決をしたところでありますが、私からこの審査の

概要と経過について主なものを報告させていただきます。

初めに、総務文教分科会については、去る12月14日、総務文教常任委員会終了後、市役所第1委員会室において、一般会計予算・決算審査特別委員会正副委員長、分科会委員6名、議長、議会事務局長、副市長、教育長及び理事者説明員出席の下開会し、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

歳入では質疑なく、歳出では、第2款総務費について、委員より、支所費について、神林支所で一般管理経費、荒川支所で庁舎管理経費の補正を計上しているが、緊急対応経費500万円の執行状況を支所ごとに確認したいとの質疑に、荒川支所から、373万8,840円の執行を予定しているが、災害が発生したことから発注が遅れている状態であるとの答弁。神林支所から、執行済額は200万円くらいとなり、今後予定しているのが300万円近くあり、おおむね執行する予定であるとの答弁。朝日支所から、490万円を既に修繕で発注しており、支払いについては今月中くらいには終了予定との答弁。山北支所から、執行状況は、現在終了しているものが11事業で、予算残高が60万5,500円となっており、今後も2事業を予定して、最終的に12万9,600円ほど残る予定であるとの答弁でした。

質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、賛否についての発言を求めたが発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第154号のうち総務文教分科会所管分については起立全員にて原案のとおり可決すべきものと態度を決定したとの報告でした。

次に、市民厚生分科会については、去る12月15日、市民厚生常任委員会終了後、市役所第1委員会室において、一般会計予算・決算審査特別委員会正副委員長、分科会委員6名、議長、議会事務局長、副市長及び理事者説明員出席の下開会し、担当課長から説明を受けた後に質疑に入りました。

歳入では、第16款県支出金について、委員より、ひとり親家庭の子どもへの学習等支援事業補助金について新規となっているが、その概要はとの質疑に、新規となっているが、事業そのものはこれまでも行っている学習支援事業で、生活困窮者のお子さんに対する学習の定着や進学のために必要な学習の支援を行っている。その利用者のうち、ひとり親家庭の子どもへの学習支援事業を県事業で組替えを行うもので、これまで県事業で補助率2分の1であったが、県事業が補助率4分の3になったことから、補助率が多い県事業へ組替えをするものであるとの答弁でした。

歳出では、第3款民生費について、委員より、屋内遊び場経費について、11月の利用日数は親子合わせて2,500人を超えた。半年を迎えて見えてきた課題はあるのかとの質疑に、大きな課題はない。コロナ禍でも人数制限はなく、日によって利用者が少し多いこともあるが、今まで感染はない。このまま人数制限なく利用していただくために、遊ぶスペースをもう少し確保できればと感じているが、場所も限定されており、すぐ対応できない状態である。また、冷暖房については、体育館のためスポット空調を開始している。全館を希望する要望があっても経費的に対応できない状況があるが、そのほか全体的に利用していただいた方からは好評なご意見をいただいているとの答弁でした。

質疑を終結し、自由討議を求めたが自由討議なく、賛否についての発言を求めたが発言なく、起

立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第154号のうち市民厚生分科会所管分については起立全員にて原案のとおり可決すべきものと態度を決定したとの答弁でした。

最後に、経済建設分科会については、去る12月16日、経済建設常任委員会終了後、市役所第1委員会室において、一般会計予算・決算審査特別委員会正副委員長、分科会委員6名、議長、議会事務局長、副市長並びに理事者説明員出席の下開会し、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

歳入では、さしたる質疑なく、歳出では、第6款農林水産業費について、委員より、今回の豪雨災害では、圃場の土砂流入等で被災農家の負担がかなりの金額になると思うが、復旧経費が40万円未満の箇所数はどのくらいかとの質疑に、被災した箇所は1,235か所で、市の単独事業で補助するのは714か所であるとの答弁。

委員より、個人でも何か所も被害を受け、秋の収穫もできず減収される農家にとっては自己負担が大きいのしかかってくると思うが、対応はとの質疑に、1人の農家さんで何か所も被害を受けている方がおられるので、なるべく負担が少なくなるように検討していきたいとの答弁でした。

質疑を終結し、自由討議を求めたところ、川村敏晴委員から、50年に1度の大災害であり、地域の基幹産業である農業に従事される皆さんが経営継続の意欲をなくさないためにも、復旧経費に理事者からもしっかりと支援をしてもらいたいとの意見。

私、大滝国吉からも、副市長から支援を前向きに検討していくとのお話もありましたし、今後も耕作者が意欲を持って取り組めるように支援をお願いしたいとの意見を申し上げました。これを受けて全体会で同意が得られれば、議会として理事者に要望したいとの報告でした。

自由討議を終結し、賛否についての発言を求めたが発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第154号のうち経済建設分科会については起立全員にて原案のとおり可決すべきものと態度を決定したとの報告でした。

全体会では質疑なく、自由討議なく、討論なく、起立採決の結果、議第154号は起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、経済建設分科会から提案のあった農業者支援についての要望は、理事者側に行うことを全会一致で決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

次に、総務文教常任委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長 小杉武仁君登壇〕

○総務文教常任委員長（小杉武仁君） ただいま上程されております議第155号について、先ほど報告いたしました議案に引き続き審査を行いました。その審査の概要と経過についてご報告申し上げます。

議第155号 令和4年度村上市情報通信事業特別会計補正予算（第3号）を議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第155号については起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

次に、市民厚生常任委員長から審査の概要について報告をお願いします。

市民厚生常任委員長。

〔市民厚生常任委員長 長谷川 孝君登壇〕

○市民厚生常任委員長（長谷川 孝君） ただいま上程されております議第157号から議第159号までの3議案については、先ほど報告いたしました議第144号に引き続き審査を行いました。その審査概要と経過について報告いたします。

初めに、議第157号 令和4年度村上市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りましたが、さしたる質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第157号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第158号 令和4年度村上市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第158号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議第159号 令和4年度村上市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論を求めたが討論なく、起立による採決を行った結果、議第159号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

最後に、経済建設常任委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

経済建設常任委員長。

〔経済建設常任委員長 尾形修平君登壇〕

○経済建設常任委員長（尾形修平君） ただいま上程されております議第156号及び議第160号から議第162号までの4議案について、先ほど報告しました議案に引き続き審査を行いました。その審査の概要と経過についてご報告を申し上げます。

初めに、議第156号 令和4年度村上市蒲萄スキー場特別会計補正予算（第5号）を議題とし、観光課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りましたが、さしたる質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論もなく、起立採決の結果、議第156号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第160号 令和4年度村上市上水道事業会計補正予算（第3号）を議題とし、上下水道課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りましたが、さしたる質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論もなく、起立採決の結果、議第160号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第161号 令和4年度村上市簡易水道事業会計補正予算（第4号）を議題とし、上下水道課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りましたが質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論もなく、起立採決の結果、議第161号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議第162号 令和4年度村上市下水道事業会計補正予算（第3号）を議題とし、上下水道課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りましたが、さしたる質疑なく、自由討議を求めたが自由討議なく、討論もなく、起立採決の結果、議第162号は起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第154号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第154号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第155号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第155号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第156号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第156号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第157号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第157号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第158号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第158号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第159号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第159号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第160号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第160号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第161号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第161号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議第162号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第162号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第9 議第163号 令和4年度村上市一般会計補正予算（第12号）

○議長（三田敏秋君） 日程第9、議第163号 令和4年度村上市一般会計補正予算（第12号）を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

[市長 高橋邦芳君登壇]

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程をいただきました議第163号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議第163号は、令和4年度村上市一般会計補正予算（第12号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,970万円を追加し、予算の規模を508億5,210万円にしようとするものであります。

補正の主な内容といたしましては、歳入におきまして、第11款地方交付税で普通交付税550万円を、第15款国庫支出金で保育対策総合支援事業費補助金420万円を、第16款県支出金では出産・子育て応援交付金などで4,000万円をそれぞれ追加しようとするものであります。

歳出におきましては、第3款民生費では住民税非課税世帯等に対する灯油購入費助成金に係る経費などで1,470万円を、第4款衛生費では出産・子育て応援事業経費3,250万円を、第6款農林水産業費では土地改良区等電気料金高騰対策支援補助金に係る経費などで250万円をそれぞれ追加しよ

うとするものであります。

よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから議第163号の補足説明を受けるため暫時休憩とし、直ちに協議会に切り替えます。

午前 11時39分 休 憩

午前 11時45分 開 議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議第163号をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第163号は原案のとおり可決されました。

昼食休憩のため、午後1時まで休憩といたします。

午前 11時46分 休 憩

午後 1時00分 開 議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第10 議員発議第10号 インボイス制度の実施延期・中止を求める意見書の提出
について

○議長（三田敏秋君） 日程第10、議員発議第10号 インボイス制度の実施延期・中止を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明をお願いします。

17番、木村貞雄君。

〔17番 木村貞雄君登壇〕

○17番（木村貞雄君） ただいま上程されました議員発議第10号 インボイス制度の実施延期・中止

を求める意見書の提出についてであります。本案は、去る12月15日に開催されました市民厚生常任委員会の協議会で審査され、採択された請願に基づく意見書の提出についてであり、村上市議会会議規則第14条の規定により提出するものです。

意見書案はお手元に配付のとおりでありますので、私から説明は省略させていただきます。

提出先は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、衆議院議長、参議院議長であります。

賛成者は、稲葉久美子議員、鈴木好彦議員、菅井晋一議員、そして提出者は私、木村貞雄でございます。

以上、提案理由の説明を申し上げました。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

12番、尾形修平君。

○12番（尾形修平君） それでは、提出者にお聞きしますが、この案件に関しましては先ほど請願第3号で本会議で否決された議案ですけれども、それをなぜあえてまた提案ということなのでしょうか。私の感覚でいいますと、普通、本会議で否決されれば、意見書に関しては、私であれば取り下げるという行動を取ったかと思うのですけれども、その辺の真意について提案者からご説明願いたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 木村貞雄君。

○17番（木村貞雄君） これは、私としては、特に村上市に関して重要な問題であり、特に私の地元であります神林地区においては……

〔「そういうことじゃない」と呼ぶ者あり〕

○17番（木村貞雄君） いや、だからそういう重要な案件なので。特に今進めている道の駅、そこはもう神林区長会で活性化協議会というものを立ち上げて、そして今後一層その活性化について、とれたて野菜市の女性部の皆さんもそうですし、この前も市長のところに行って要望してきましたし、相当影響があるのです。

〔「全然関係ない」と呼ぶ者あり〕

○17番（木村貞雄君） 消費税がつく問題です。

○議長（三田敏秋君） 尾形修平君。

○12番（尾形修平君） 私の質問と全然かけ離れた今答弁だと思うのだけれども、本会議でこの意見書の提出に関しては議会で否決されているわけです。それをなぜまたこうやって出すのだということを私は質問しているので、本来であれば否決された時点でこれは取り下げるべきではないかということを質問している。

○議長（三田敏秋君） 木村貞雄君。

○17番（木村貞雄君） 請願は請願で否決されましたけれども、意見書というのは、私も議会へ入って、これは一番重要な案件で、一般の市民というのは政府のほうに意見書を出せないのです。これ議員の特権なのです。ですから、今国会ですと例えば……

〔「そんなこと聞いているんじゃないって」と呼ぶ者あり〕

○17番（木村貞雄君） いやいや、だから、聞いてください。いろんな条件があって意見書を出せずに、国会議員でやるのでしょうか、そういう今の時代でないのです。ですから、いろんな大きな問題、今地方のほうから政府のほうに多くやっているのです、その意見書というのは、これ大切なのです。というのは、市議会議員というのは一番地元のことを分かるのです。国会議員とかが……

〔「だから、それが否決されたわけじゃないですか」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 尾形修平君。

○12番（尾形修平君） これ多分幾ら質問しても同じ答弁しか返ってこないもので、やめますけれども、本来であれば、この意見書の提出の発議に関しては、私は取り下げるべきだと思います。

以上です。

○議長（三田敏秋君） 21番、山田勉君。

○21番（山田 勉君） それでは、質問します。

今その状況と、どんなものなのですか。

○議長（三田敏秋君） 状況。質問内容分かる。

木村貞雄君。

○17番（木村貞雄君） ですから、今ほど言ったように、市民の皆さんが困っているので、私は特に私の会派を立ち上げたときに、市声クラブというのは、やはり市民の声を聞いて、そして正論でただすという考え方で進めたものですから、今特に私さっきも言ったように神林地区では大変困っているので、そういった市民の意見を、国のほうではそれは国のせいとて、恐らく私、国会議員とかいろいろ調べてみますと、これ自民党だけがやった問題でないのです、この消費税というのは。ですから、政治力がかかっているのです、私たち市の議会議員としては、やはり地元の村上市の市民のために何とかしてやりたいということで、私そういう考えでございます。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） 山田勉君。よろしいですか。

○21番（山田 勉君） 分かりました。

○議長（三田敏秋君） 5番、小杉武仁君。

○5番（小杉武仁君） お疲れさまです。私から視点も変えてちょっとご質問させていただきたいと思います。

今提出者のほうから、神林地区のほうから多くご要望いただいているとか、市民の方から多く声をいただいているとかというお話、ご説明がありました。市民のほうから、目線からいうと消費者

も一市民として捉えられるわけですが、このインボイスに関しては消費者のほうからもいろいろと声が上がっています。というのは、消費者にすると、物を買うときには必ず消費税を付加した状態で消費税を払っていますよね。消費者からすると免税事業者なのかという判断はつかないわけです。その辺は理解されていますか。

○議長（三田敏秋君） 木村貞雄君。

○17番（木村貞雄君） とにかく今現在、村上市においては特に小さい会社、個人会社とか、そういう細かいところに今回し寄せが来るものですから、それを私強く言っているのです。

○議長（三田敏秋君） 小杉武仁君。

○5番（小杉武仁君） 私の質問と答弁がちょっとかけ離れているのかなと思いますけれども、非常に個人事業者が、事業主の方も従事されている方もですが、ご苦労されているのは承知しております。ただ、このインボイスの制度に関しては長年議論されてきたわけですが。要は軽減税率が行われたときから、本来であればこのインボイス制度も導入されるべきだと私は思っておりました。ただ、それが緩和されることによって延長されておりますね、今まで。ただ、10月にこれが制度として導入されるということが決まってからは、各事業者もいろいろな講習を受けたりとか、商工会議所でもいろいろな講演を行ったり、啓発に随分努められてきたというふうに私は理解しているのですけれども、それは置いておいても、これ先般の、提案者は委員会とおっしゃっていましたけれども、協議会ですよね。協議会で議論されたやつですよね、これ。その後なのですけれども、12月の16日、令和5年度税制改正大綱の取りまとめがありましたよね。それ発表されたのはご存じですか。ホームページとかも載っているのですけれども、どうですか。

○議長（三田敏秋君） 木村貞雄君。

○17番（木村貞雄君） それは承知していません。

○議長（三田敏秋君） 小杉武仁君。

○5番（小杉武仁君） これ最後の質疑になりますけれども、そのときに今後のインボイスに関しては緩和措置が取られるという方向性が発表されました。これ2割の負担であったりとか、大きく分けて2つの緩和措置なのですけれども、それだけのことをもう既にしているのに、なぜあえて、先ほども質問者が言いましたけれども、否決されたものに対して、なぜあえてこの村上市議会から意見書を提出しようということを行うのか、もう一度再度、その思いであったりとかでも結構ですので、もう一度答弁をお願いしたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 木村貞雄君。

○17番（木村貞雄君） 私の思いは、質問者からは消費税のこと云々言っていますけれども、この消費税自体もこれ政治力がかかっているのです。これは国だけでなく、いろんな国際的な、広いものですから、そういうこと……

○議長（三田敏秋君） 木村貞雄君、今質問者は可否をどう受け止めて再提出したのだからということ

を聞いているわけ。

○17番（木村貞雄君） ですから、私としては、村上市にとってこれは何とかしたいなど、その思いが強いわけです。

○5番（小杉武仁君） 分かりました。
終わります。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。
これから討論を行います。

1番、上村正朗君。賛成、反対、どちらですか。

○1番（上村正朗君） 賛成です。

○議長（三田敏秋君） 反対の方はおられますか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） では、どうぞ。

○1番（上村正朗君） 議員番号1番、無党派の上村正朗です。インボイス制度の実施延期・中止を求める意見書を国に提出することに賛成の立場から討論に参加させていただきます。

現在、新型コロナウイルス感染症及び物価高騰の収束が見通せない中で、小規模事業者に新たな納税や事務の負担を強いるインボイス制度は実施すべきではないと考えます。

国は、インボイス制度導入による税収税を約2,480億円としています。財務省の試算によれば、農林水産業などを除く年間売上げ1,000万円以下の免税事業者約372万社のうち約161万社が課税業者になると想定しています。2,480億円を161万社で割った1社当たりの消費税負担額は15万4,000円。試算上で想定したのは売上高550万円、粗利益150万円という小規模事業者でございます。つまり年間の利益が150万円の事業者が15万円という消費税を新たに納税することになります。1か月分の利益相当額以上を納税することとなる苛酷な制度であると言えるのではないかと思います。

さらに、具体的な事例を挙げさせていただきます。私たちの身近なシルバー人材センターも大きな影響を受けます。村上市内のシルバー人材センターの会員数は、本年11月末現在で850人となっていますが、シルバー人材センターから会員に支払われる配分金にかかる消費税の負担をシルバー人材センターか会員のどちらかが負担しなければならなくなります。会員が負担しない場合、シルバー人材センターの消費税負担は全国で200億円も増える見込みであると聞いております。政府は、現在のところ、シルバー人材センター側に新たに生じる消費税負担分について、シルバー人材センターに対する発注単価を引き上げるように地方自治体に要請しているとのことですが、消費税の負担分を地方自治体の予算で補填することとなり、本末転倒ではないかというふうに考えます。

このような問題をはらむインボイス制度には、小規模事業者や団体、それから地方自治体の議会

から制度の見直しや実施の延期・中止の声が数多く上げられています。この声に応じて、現在国等において、小規模事業者の納税額を軽減するため、納税額を売上げにかかる消費税の2割とすることや、事務負担の軽減措置として、取引金額が1万円未満の課税仕入れについては帳簿のみで仕入れ税額控除が可能とするなどの見直し策が検討されています。しかし、いずれの措置も3年や6年の期限付であり、制度の問題点を抜本的に解消するものとはなっていないと言わざるを得ません。本意見書を採択し、国及び国会に提出することが実施時期の延期・中止を含めた制度の見直し、改善を進めることとなり、市民の生活や事業者の経営を守る一助になると考えます。

国の施策によって市民の生活や経営が大きな影響を受ける可能性があるときに、市民生活と地域経済を守る立場で国及び国会に意見・要望を届けることは、地方自治の本旨に基づく議会の役割だと確信いたします。本意見書に対して村上市議会議員の皆様のご理解とご賛同を賜りますことを心からお願い申し上げまして、本意見書に対する賛成討論とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（三田敏秋君） 反対討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 賛成討論の方はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで討論を終わります。

これから議員発議第10号をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成少数です。

よって、議員発議第10号は否決されました。

日程第11 議員発議第11号 免税軽油制度の継続を求める意見書の提出について

○議長（三田敏秋君） 日程第11、議員発議第11号 免税軽油制度の継続を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明をお願いします。

7番、本間善和君。

〔7番 本間善和君登壇〕

○7番（本間善和君） ただいま上程されました議員発議第11号 免税軽油制度の継続を求める意見書の提出についてであります。本案は、去る12月16日に開催されました経済建設常任委員会で審議され、採択された請願に基づく意見書の提出であり、村上市議会会議規則第14条の規定により提出するものでございます。

意見書の文面については、お手元に配付したとおりであります、説明は省略させていただきます。

提出先は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、衆議院議長、参議院議長であります。

賛成者は、渡辺昌議員、河村幸雄議員、川村敏晴議員、大滝国吉議員、尾形修平議員、そして提出者は私、本間善和でございます。

以上、提案理由の説明を申し上げます。ご審議の上、ご決定を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議員発議第11号をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議員発議第11号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議員発議第12号 防災・減災、国土強靱化対策の継続及び拡充を求める意見書の提出について

議員発議第13号 防災・減災、国土強靱化対策の継続及び拡充を求める意見書の提出について

○議長（三田敏秋君） 日程第12、議員発議第12号及び議員発議第13号の2議案は、いずれも防災・減災、国土強靱化対策の継続及び拡充を求める意見書の提出であります。これを一括して議題いたします。

提出者から提案理由の説明をお願いします。

7番、本間善和君。

〔7番 本間善和君登壇〕

○7番（本間善和君） それでは、ただいま上程されました議員発議第12号及び議員発議第13号 防災・減災、国土強靱化対策の継続及び拡充を求める意見書の提出について、一括して提案理由の説

明を申し上げます。

本案は、去る12月16日に開催されました経済建設常任委員会の協議会で審査され、決定された意見書の提出です。

意見書の文面については、皆様へ配付の資料のとおりであります。このたびの8月3日からの大雨により、これまでに経験のない豪雨に直面し、土砂崩れによる家屋の損壊や、中小河川の氾濫など、甚大な被害が発生いたしました。そこで、被災した本市から国・県に対して、大規模な自然災害から市民の生命、財産を守るため、災害の未然防止と発生後の迅速な対応に向け国土強靱化対策の一層の推進が図られるよう意見書を提出するものでございます。

議員発議第12号の提出先は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、内閣官房長官、衆議院議長、参議院議長であります。

議員発議第13号の提出先は、新潟県知事であります。

このたびの議案提出に当たっての賛成者は、両議案ともに渡辺昌議員、河村幸雄議員、川村敏晴議員、大滝国吉議員、尾形修平議員、そして提出者は私、本間善和でございます。

以上、村上市議会会議規則第14条の規定により提出するものです。

ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから順次討論の後、ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議員発議第12号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議員発議第12号をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議員発議第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議員発議第13号について討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議員発議第13号をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議員発議第13号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議員発議第14号 村上市議会の個人情報の保護に関する条例制定について

○議長（三田敏秋君） 日程第13、議員発議第14号 村上市議会の個人情報の保護に関する条例制定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明をお願いいたします。

2番、菅井晋一君。

〔2番 菅井晋一君登壇〕

○2番（菅井晋一君） ただいま上程されました議員発議第14号 村上市議会の個人情報の保護に関する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

令和3年に改正されました個人情報の保護に関する法律が令和5年4月から施行されることに伴い、各地方公共団体においては改正された新個人情報保護法の規定による共通ルールが直接適用されることとなりますが、地方公共団体の議会は共通ルールの適用対象から除かれることとなります。このため、市の実施機関と議会が保有する個人情報の取扱いに関し差異が生じることを避けるため、全国の地方公共団体の議会で個人情報の保護に関する条例を制定するものであります。

なお、この条例の趣旨としては、議会が保有する個人情報の適正な取扱いについて必要な事項を定めるものとし、このたび村上市議会として条例を制定するものです。

条例の内容については、議会運営委員会で検討を行った結果であり、議案書別記のとおりでございます。

このたびの議案提出に当たっての賛成者は、長谷川孝議員、河村幸雄議員、木村貞雄議員、尾形修平議員、小杉武仁議員、川村敏晴議員であります。そして、提出者は私、菅井晋一でございます。

以上、会議規則第14条の規定により提出するものです。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議員発議第14号をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議員発議第14号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議員発議第15号 村上市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三田敏秋君） 日程第14、議員発議第15号 村上市議会委員会条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明をお願いします。

2番、菅井晋一君。

〔2番 菅井晋一君登壇〕

○2番（菅井晋一君） ただいま上程されました議員発議第15号 村上市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

現在の村上市議会では、一般会計予算決算の審議は定例会ごとに、その定例会の期間のみ組織される一般会計予算・決算審査特別委員会に付託され、審議されてきました。これを通年で効率的に議案審査を行うことができるよう、一般会計予算決算常任委員会として村上市議会委員会条例の一部を改正する条例制定をしようとするものであります。

なお、改正の内容については、議会運営委員会で協議された結果であり、議案書別記及び新旧対照表のとおりでございます。

このたびの議案提出に当たっての賛成者は、長谷川孝議員、河村幸雄議員、木村貞雄議員、尾形修平議員、小杉武仁議員、川村敏晴議員であります。そして、提出者は私、菅井晋一でございます。

以上、会議規則第14条の規定により提出するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議員発議第15号をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議員発議第15号は原案のとおり可決されました。

日程第15 議員発議第16号 村上市再生可能エネルギー等調査特別委員会の設置について

○議長（三田敏秋君） 日程第15、議員発議第16号 村上市再生可能エネルギー等調査特別委員会の設置についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明をお願いします。

2番、菅井晋一君。

〔2番 菅井晋一君登壇〕

○2番（菅井晋一君） ただいま上程されました議員発議第16号 村上市再生可能エネルギー等調査特別委員会の設置について、提案理由の説明を申し上げます。

本市議会は、平成26年に岩船沖洋上風力発電事業の導入推進に関する決議を可決したところですが、本年10月には村上市及び胎内市沖が再エネ海域利用法に基づく洋上風力発電の促進区域として指定され、また本市避難所敷地内には民間事業者によって木質バイオマス発電設備が設置されたところでもあります。

このような時代において、本市議会は、SDGsの理念を念頭に、再生可能エネルギーの活用等をもって経済と環境の好循環を図ることによる持続可能なまちづくりに関する諸施策の推進を図るため、去る12月12日に開催された議会運営委員会で検討され、村上市再生可能エネルギー等調査特別委員会の設置について提案するものであります。

なお、この特別委員会設置の内容については議案書別記のとおりであります。

このたびの議案提出に当たっての賛成者は、長谷川孝議員、河村幸雄議員、木村貞雄議員、尾形修平議員、小杉武仁議員、川村敏晴議員であります。そして、提出者は私、菅井晋一でございます。

以上、会議規則第14条の規定により提出するものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議員発議第16号をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議員発議第16号は原案のとおり可決されました。

追加日程第1 村上市再生可能エネルギー等調査特別委員会の委員の選任について

○議長（三田敏秋君） お諮りをします。

ただいま設置されました村上市再生可能エネルギー等調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、議長において議長を除く全議員を指名いたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました諸君は、村上市再生可能エネルギー等調査特別委員会委員に選任をされました。

これから正副委員長互選のため村上市再生可能エネルギー等調査特別委員会を開催いたしますので、暫時休憩といたします。

休憩中に委員会条例第10条第1項の規定によって、村上市再生可能エネルギー等調査特別委員会を第1委員会室に招集をします。正副委員長決定の後、議長宛てに報告を願います。

午後 1時38分 休憩

午後 2時00分 開議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

休憩中に委員会が開催され、正副委員長の互選の結果、委員長に高田晃君、副委員長に富樫雅男君が選任された旨、報告がありました。

委員長から就任のご挨拶をお願いいたします。

高田晃君。

〔再生可能エネルギー等調査特別委員長 高田 晃君登壇〕

○再生可能エネルギー等調査特別委員長（高田 晃君） 先ほど開催されました村上市再生可能エネルギー等調査特別委員会において委員長に推挙されました高田晃です。再生可能エネルギー問題は、世界情勢の変化と相まって、エネルギー自給率の極めて低い我が国において、自国での生産、消費といったエネルギー需給環境の整備は喫緊の課題であると同時に、脱炭素社会を目指すための有効かつ重要な施策の一つであります。

ご案内のとおり、村上市胎内沖が再エネ海域利用法に基づく海洋再生エネルギー発電設備の推進区域に指定され、現在、発電事業を行うべき者を選定するための公募が行われている段階であります。本事業を含め、再生可能エネルギーの活用が村上市にとって効果的なエネルギー自給につなが

るだけでなく、雇用環境や地域産業への波及効果によって村上市の経済と環境の好循環、さらには市民生活の向上や持続可能なまちづくりに有効なものとなるよう、本特別委員会で調査・研究を重ねていきたいと思っております。議員各位の絶大なる協力をお願いし、委員長就任のご挨拶といたします。

(拍手)

日程第16 議会改革等に関する調査について

○議長（三田敏秋君） 日程第16、議会改革等に関する調査についてを議題といたします。

議会改革調査特別委員会委員長の報告を求めます。

議会改革調査特別委員長。

〔議会改革調査特別委員長 長谷川 孝君登壇〕

○議会改革調査特別委員長（長谷川 孝君） 議会改革調査特別委員会の中間報告をいたします。

当委員会は、本年5月13日の第2回臨時会において、議会運営委員会委員による議員発議によって提案され、可決、成立した特別委員会であります。政治倫理の向上、デジタルトランスフォーメーションの推進、議員の人材確保、多様な地域ニーズ、課題への対応などについて調査し、本市議会の議会改革を目的とする特別委員会で、委員定数を8名として設置されました。それ以後、これまでの間10回にわたり会議を開催し、諸課題について検討を重ねてまいりましたが、一定の方向性が示されたので、本日、中間報告を行うものであります。

当委員会では、議案で可決した設置目的から具体的な検討項目を確定するため、全議員にアンケートを実施いたしました。その結果を受けて検討項目を整理し、決定いたしました。確定した検討項目は、政治倫理・資質の向上、議員定数の見直し、議会のデジタルトランスフォーメーションの推進、議員の人材確保の4項目です。それぞれの検討状況についてご報告を申し上げます。

1点目、政治倫理・資質の向上については、倫理条例の制定に向けて協議を進めることとし、条例案を作成するに当たり、倫理条例の基本的な6項目、政治倫理基準、請負などの制限、資産の公開、住民の審査請求、政治倫理審査会、問責制度のうち、資産の公開を除いた5項目について盛り込むことといたしました。資産の公開を除くことについては、政治倫理条例を制定している全国の市議会の状況から判断し、盛り込まないことといたしました。また、現在、議会基本条例第22条の2項で規定している「議員は、市から活動や運営の全てに対して補助金又は助成金の交付を受けている団体等の正副代表、理事、監事その他役員には就任しないものとする」という条項については、政治倫理条例を制定するのであればそちらへ移行すべきであるとの結論から、その条項を含めた政治倫理条例の素案を策定いたしました。完成した素案につきましては、パブリックコメントを経て条例案を確定し、この後、議員発議によって提案される予定となっております。

次に、2点目、議員定数の見直しにつきましては、合併直後の定数30人から現在の22人への削減に至った経緯について確認し、さらなる削減の必要性について各議員にアンケートを行った上で検

討を行いました。その中で、人口減少は進行しているが、広大な市域を持つ本市にとって、各地区の多様な意見を反映するためには、現時点で削減すべきではないなどの発言もあり、意見が拮抗し、委員会として一定の方向性を得るまでに至らなかったことから、当委員会では結論を見送り、議員定数見直しについての議論は打ち切りすることといたしました。

次に、3点目、議会のデジタルトランスフォーメーションの推進については、全国の地方議会を導入が進んでいるタブレット導入について検討いたしました。その結果、議案審議をはじめ、議員と議会事務局の連絡調整、リアルタイムの情報共有、ペーパーレス化によるカーボンニュートラルへの貢献など、導入による効果が有益であることから、タブレット導入によってデジタルトランスフォーメーションの推進を図ることとし、導入スケジュールについては、令和5年度中に導入に向けた環境整備について調査し、令和6年度末の本格導入に向けて準備を進めていくことといたしました。

次に、4点目、議員の人材確保につきましては、地方議会議員の成り手不足が課題となる中、それぞれの市議会で定める報酬が人口規模などによって格差があり、都市部の議会では比較的高い報酬を背景とし専門化が進んでおりますが、逆に地方部では家庭生活を支える十分な額とは言えないため専門化が進行せず、子育て世代の議員立候補者が少なく、世代的なアンバランスが生じております。地方において報酬に課題があることは認識いたしましたが、本市議会では議員報酬については議会運営委員会が所管し検討していることから、本委員会として報酬についての検討を行わないことといたしました。

そのほか、地方議員の成り手不足対策として福利厚生面での環境整備が重要との発言があり、その方向で意見集約を図ったところです。検討の中では、議員の健康診断への助成制度や、立候補に関わる会社員の休暇制度の法制化、地方議員の厚生年金加入の法制化について検討いたしました。その結果、議員の健康診断への助成制度は、県内市議会の状況について調査したところ、助成制度がある市議会は1つのみで、それらの市議会についても一般会計からの助成ではなく互助組織からの補填ということであり、当委員会として助成制度の創設については検討しないことといたしました。

次に、立候補に関わる会社員の休暇制度の法制化につきましては、休暇制度創設に伴い、休暇中の人材的問題が事業者の負担となることから、現時点では国へ法制化を求めることは保留することといたしました。

最後に、地方議員の厚生年金の加入の法制化につきましては、国の厚生年金加入者の範囲拡大の流れもあることから、法制化によって環境整備を図ることが効果的であるとの結論から、当委員会として地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書を議員発議によって提出することとし、その後提出する運びとなりました。

以上、これまでの審査経過と結果などについて概要を述べました。議員各位のご理解をお願いを

申し上げ、議会改革調査特別委員会の中間報告といたします。

以上です。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

日程第17 議員発議第17号 村上市議会議員政治倫理条例制定について

○議長（三田敏秋君） 日程第17、議員発議第17号 村上市議会議員政治倫理条例制定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明をお願いします。

12番、尾形修平君。

〔12番 尾形修平君登壇〕

○12番（尾形修平君） ただいま上程されました議員発議第17号 村上市議会議員政治倫理条例制定について、提案理由の説明を申し上げます。

先ほど議会改革調査特別委員長からの中間報告にもありましたように、議員の政治倫理の向上につきましては、第3回議会改革調査特別委員会において検討項目とすることを決定し、政治倫理条例の制定に向けて協議を重ねてきたところであり、このたびパブリックコメントの実施を経て条例案がまとまったことから、本定例会において提案するものであります。

条例の概要につきましては、議会基本条例の理念に基づき、政治倫理の基本となる事項を定めることにより議員の政治倫理意識の向上及び確立を図り、市民に信頼される公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的としております。

第2条では議員及び市民の責務、第3条から第5条までの政治倫理の基本となる事項を定めておりますが、第3条には8項目の政治倫理規準を定め、第4条で法令に基づいた請負等の遵守をうたい、第5条に議会基本条例第22条第2項の規定を移行しました。第6条には審査請求を、第7条以降に審査会の設置、審査等についてを規定しております。

なお、先ほど議会改革調査特別委員長からの中間報告でも説明があり、私からも条例概要として申しましたが、議会基本条例第22条第2項の規定につきましては、議員政治倫理条例第5条に移行することから、附則において議会基本条例の一部改正を行うものであります。

このたびの議案提出に当たっての賛成者は、高田晃議員、菅井晋一議員、鈴木一之議員、本間善和議員、長谷川孝議員、そして提出者は私、尾形修平でございます。

以上、会議規則第14条の規定により提出するものでございます。

ご審査の上、ご決定賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

1 番、上村正朗君。

○1 番（上村正朗君） 大変ご苦勞さまでございます。二、三お聞かせいただきたいと思います。議会改革調査特別委員会については、私もできる限り傍聴させていただいていたつもりなのですが、全部ということにもいきませんので、確認の意味でちょっとお聞かせいただきたいと思います。

私がちょっと気になっているところは、一つは資産公開制度のことなのですが、資産公開制度を設けない理由として、先ほど長谷川委員長の説明の中でも他自治体の例を踏まえてというようなお話があったかと思うのですが、資産公開制度を設けない理由として具体的な、例えば市民の方から聞かれたときにどういう形でというか……そういうことではないですね。委員会でどのようなその辺の検討状況があったのかお聞かせいただければと思います。

○議長（三田敏秋君） 尾形修平君。

○12番（尾形修平君） 今上村議員質問のとおり、委員会でも様々な意見がありました。この中で事務局サイドにお願いして、全国、また県内の他市の状況を調べていただきました。もちろん上村議員ご承知のとおり、市長及び国会議員に関しては資産公開の義務が法制度で決められておりますけれども、市議会議員に関してはその法制度がないことから、他市議会でもそれを採用しているところが非常に少ない状況でありました。まして、政令指定都市及びその中間に当たる大きい都市なんかでもそこまでうたっているところはないということで、本市においてはまだ時期尚早ではないかという結論に至りました。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○1 番（上村正朗君） そうですね。その辺の状況は私も伺っているのですが、資産公開制度、政治倫理条例の実効性の担保として必要だという意見も当然あるわけですので、その辺、これがないことによって条例の実効性が減るのではないかとか、そういった意見というのは委員会のほうでどうだったでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 尾形修平君。

○12番（尾形修平君） そのような議論はなされませんでした。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○1 番（上村正朗君） 分かりました。

それと、もう一つ問題だと思うのは、市民の方の意見もちょっと確認したところなのですが、やっぱり気になるのが市民からの審査の請求のところ。市民がいろいろ疑問に思っただけで審査の請求をしたいというときに、市民1人でもできるのではなくて賛同者を必要とする理由というのは、どういう理由だったでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 尾形修平君。

○12番（尾形修平君） この件に関しましても全国の類似都市、また県内の市町村を調査しました。

その中で市民からの請求権を認めていないというところもかなりあるのです。実際、今議員言われ

たように、本市の場合は選挙権を有する人の100分の1ということで、村上市の場合でいうとおおむね500人程度だと思います。その500人程度が大きいか小さいかというのは各自の判断だと思いますけれども、大きいところでは1,000人とか、もっとパーセントを上げているところもありますし、村上市が今100分の1としたのに関しては、これはあくまでも今回制定して運用していった中で問題があるようであれば、その時点で改革すればいい話であって、取りあえずまずこれでスタートしようということで委員会のほうでは協議がまとまった次第です。

○議長（三田敏秋君） 上村正朗君。

○1番（上村正朗君） そうしますと……

○議長（三田敏秋君） 3問終わりました。

○1番（上村正朗君） 3問で終わりなのですか。

○議長（三田敏秋君） はい。

○1番（上村正朗君） 分かりました。結構です。ありがとうございます。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

1番、上村正朗君。

〔1番 上村正朗君登壇〕

○1番（上村正朗君） 議員番号1番、無会派の上村正朗でございます。ただいま上程されました村上市議会議員政治倫理条例案について、反対の立場から討論に参加させていただきます。

まず初めに、この条例案の取りまとめに当たった議会改革調査特別委員会委員の皆様及び議会事務局の皆様のご努力に対して心から敬意と感謝の意を表したいと思います。ありがとうございます。

さて、本条例案は、第1条で、村上市議会の最高規範である村上市議会基本条例の理念に基づき、政治倫理の基本となる事項を定めることにより、議員の政治倫理意識の向上及び確立を図り、もって市民に信頼される公正で民主的な市政の発展に寄与することを条例の目的として掲げています。この目的については全く異論がなく、大賛成でございます。問題は、この目的を達成するための方法、言い換えると条例の実効性を担保する仕組みができていのかどうかということだと考えます。九州大学名誉教授の斎藤文男先生の著書「政治倫理条例のすべて」によれば、提案理由の説明にもありましたけれども、議員政治倫理条例には、①、政治倫理規準、②、請負・指定禁止、③、資産公開の3本の柱と、①、政治倫理審査会、②、住民の調査請求権、③、問責制度の3本のはりが必要であり、柱、はりのうちの一本でも欠けると条例の実効性に問題が生じてしまう可能性が大きいと述べています。この観点に立って考えると、私は本条例案については、資産公開制度がないこと及び住民の調査請求権、本条例における審査請求権に対して大きな制約があることの2点がとりわ

け問題だと思えます。

第1に、資産公開は、議員の資産、収入等を公開することによって権限や地位を利用した利益享受の有無をチェックし、政治腐敗を防止するための制度であり、条例の実効性を担保するための重要な役割を果たすものであると考えます。現在、法律によって市町村長や都道府県知事等については資産公開が定められていますが、一般の市町村の議員には資産公開制度がありません。地方自治の二元代表制の理念に立てば、市民の代表たる市長に資産公開が求められているのであれば、もう一方の市議会議員の資産公開を行うべきと考えます。

続いて、本条例案に対する反対の第2の理由は、市民の審査請求権に対する制約が大きいという点であります。条例案第6条、審査の請求において、議員が条例に定める政治倫理規準等に違反する疑いがあると認められるときに市民が審査の請求を行う場合は、有権者の1%以上の者の連署が必要だと定められています。先ほどありましたが、本年12月1日現在、本市の有権者数は4万9,359人。その1%ですから、実に493人、約500人の連署が必要となります。住民監査請求や情報公開請求が市民1人でもできることと比較して、あまりにも大きな制約を市民の審査請求権に対して課していると言わざるを得ないと考えます。村上市の主人公は村上市民です。市民の信託に応えるべき市議会が定める条例として、この規定は適切ではないというふうに考えます。

従来なかった政治倫理条例が制定されるのですから、一步前進、一步前進、大きな前進と考えることができると思いますが、以上述べたことを考慮すると、残念ながら本条例案に反対の立場を取らざるを得ません。

以上、本条例案に対して反対する立場からの討論とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（三田敏秋君） 賛成の討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 反対の討論はございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） それでは、討論を締め切ります。

これから議員発議第17号をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成多数です。

よって、議員発議第17号は原案のとおり可決されました。

日程第18 議員発議第18号 地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書の提出
について

○議長（三田敏秋君） 日程第18、議員発議第18号 地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明をお願いします。

12番、尾形修平君。

〔12番 尾形修平君登壇〕

○12番（尾形修平君） ただいま上程されました議員発議第18号 地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書の提出について、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、去る12月9日に開催されました議会改革調査特別委員会において協議され、決定された意見書の提出です。

意見書の文面につきましては、皆様へ配付の資料のとおりであります。こちらも先ほど議会改革調査特別委員長からの中間報告にもありましたとおり、議員の人材確保について協議を重ねてきたものであり、議員の成り手不足対策に係る福利厚生の実を早急に実現すべく、地方議会議員の厚生年金への加入を求める意見書を提出するものです。

このたびの議案提出に当たっての賛成者は、高田晃議員、菅井晋一議員、鈴木一之議員、本間善和議員、長谷川孝議員、そして提出者は私、尾形修平でございます。

以上、会議規則第14条の規定により提出するものであります。

ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議員発議第18号をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議員発議第18号は原案のとおり可決されました。

日程第19 議員派遣の件

○議長（三田敏秋君） 日程第19、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りをいたします。地方自治法第100条第13項及び会議規則第167条の規定により、お手元に配付の議員派遣の件のとおり議員を派遣したいと思います。なお、内容に変更が生じた場合は、議長

にご一任願いたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は別紙のとおり決定し、その内容の変更については議長に一任をされました。

○議長（三田敏秋君） 以上で本日の日程は全て終了しましたので、会議を閉じ、令和4年第4回定例会を閉会といたします。

長期間にわたり、皆様には大変ご苦勞さまでした。

午後 2時32分 閉 会